

市民意見募集手続の結果について

1 計画等の案の名称 上田市太陽光発電設備設置事業の適正な立地に関する条例(仮称)骨子案

2 募集期間 平成31年4月19日(金曜日)から令和元年5月20日(月曜日)まで

3 実施結果

(1)件数 41件(20の個人・団体)

(2)提出方法(カッコ内は意見を提出した個人・団体の数)

持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
4件(4)	0件(0)	14件(5)	23件(11)	41件(20)

4 意見状況

内容	件数
条例案の目的等	5
骨子案 1 事業を抑制する区域	16
2 対象となる事業	1
3 市・事業者・地域住民等の責務	1
7 設計者の資格	1
8 説明会の開催	4
10 地域住民等との協議	2
12 協定の締結等	3
15 完了確認	1
18 指導、助言及び勧告	1
21 適用範囲	1
その他	5

5 意見に対する市の考え方

番号	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	条例案の目的等	上田市の条例に目的と基本理念、経緯が必要ではないかと考えます。	今回の条例は、「抑制区域を定めて設置に適した場所への導入を図ること」を目的としています。 基本理念、経緯等は平成29年4月に公表した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」内で示しています。

2	骨子案 1 事業を抑制する区域	国立公園には完全に設置しないことにすべきではないかと思います。	上田市では自然公園法で定められている規制が適正であると考えています。
3	骨子案 1 事業を抑制する区域	歴史的・郷土的な特色が大きい地域は抑制区域に加えるようお願いします。	抑制区域は場所を特定する必要があります。歴史的・郷土的な特色が大きい地域は定性的なものであり、場所を特定し、抑制区域に加えるのは難しいと考えています。
4	骨子案 2 対象となる事業	以下の内容を追加すべきである。 「上記以下の規模であっても安全で安心な生活を確保できない場合はこの限りではない」	事業の規模は「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」の規模と同一にしています。
5	骨子案 1 事業を抑制する区域	抑制する区域をもう少し幅を持たせて、市長が指定できるものであってほしい。	太陽光発電設備の設置に関して特に配慮が必要な区域を指定しています。
6	骨子案 1 事業を抑制する区域	次の項目の追記を検討してほしい。 「市長は、次に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)を指定することができる。 (1) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。 (2) 豊かな自然環境が保たれ、学術上必要な自然環境を有していること。 (3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。」	「番号3」、「番号5」の回答と同様です。 (抑制区域は場所を特定する必要があります。歴史的・郷土的な特色が大きい地域は定性的なものであり、場所を特定し、抑制区域に加えるのは難しいと考えています。太陽光発電設備の設置に関して特に配慮が必要な区域を指定しています。)
7	骨子案 8 説明会の開催	以下のように内容を修正してはどうか。 ・事業者は地域住民が納得するまで何回でも丁寧に説明会を開催すること。	条例では、事業者は地域住民等の理解が得られるよう説明に努めなければならないとなっております。説明会の回数については特に規定することは考えていません。
8	条例案の目的等	国土の均衡ある土地利用、人命尊重、安全な生活環境保護、良好な景観・自然環境の保全について、平成27年上田市長見解に基づき、上田市の基本的スタンスを明確にし、事業者に対して地域との共生を図るべく必要な措置を講じることを求めるべきと考えます。 そこで、目的及び基本理念は、大阪府市町村条例モデルに準じて次のとおりとしていただきたい。 (目的) 第1条 この条例は、太陽光発電設備設	「番号1」の回答と同様です。 (今回の条例は、「抑制区域を定めて設置に適した場所への導入を図ること」を目的としています。 基本理念、経緯等は平成29年4月に公表した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」内で示しています。)

		置事業が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の設置及び管理について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備設置事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と本市の環境の保全に寄与することを目的とする。 (基本理念) 第2条 本市の生活環境、景観その他自然環境は、市民の長年にわたる努力により形成されてきたものであることに鑑み、市民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受することができるよう、市民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。	
9	骨子案 1 事業を抑制する区域	太陽光発電施設は、市が指定する区域への立地を原則禁止し、禁止区域以外の区域については、市長の同意が必要な抑制区域を検討すること。 例示 ① 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインのレッドエリアは、事業の禁止区域とする。 ただし、条例施行日において、事業計画認定を受けているものにあつては、地域住民等の理解が得られれば、この限りではないとする。 ② 太陽光発電施設の適正導入ガイドラインのイエローエリアは、適切な設置を求める抑制区域とする。	市では、太陽光発電設備の立地を原則禁止にすることは出来ないと考えています。この条例では、市内における太陽光発電設備の設置に関し、設置に適した場所への導入を図るため、特に配慮が必要と認められる区域を「抑制区域」として指定します。
10	骨子案 3 市・事業者・地域住民等の責務	① 市の責務 大阪府市町村モデルに準じて、「市は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念に則り、」を条例の適正の前に加えていただきたい。	「番号1」の回答と同様です。 (今回の条例は、「抑制区域を定めて設置に適した場所への導入を図ること」を目的としています。 基本理念、経緯等は平成29年4月に公表した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」内で示しています。)

		② 事業者の責務 事業者に具体的な措置を求める規定として、大阪府市町村条例モデルに準じて次のとおりにしていきたい。 ・事業者は、関係法令等を遵守するとともに、市が行う太陽光発電設備設置事業と地域との共生を図るために必要な措置に協力しなければならない。 ・事業者は、太陽光発電設備を設置するに当たり、太陽光発電設備が地域環境に及ぼす影響を考慮し、太陽光発電設備と地域との共生を図るために必要な措置を行わなければならない。 ・事業者は、地域との共生に支障を生じさせないよう太陽光発電設備の適切な管理に努めなければならない。 ③ 地域住民等の責務 市の施策の前に、「地域住民等は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念に則り、」を加えていただきたい。	事業者の責務は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、良好な景観形成並びに豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全に十分配慮するとともに、地域住民等との良好な関係に配慮しなければならないこととしております。 基本理念については、「番号 1」の回答と同様です。 （今回の条例は、「抑制区域を定めて設置に適した場所への導入を図ること」を目的としています。 基本理念、経緯等は平成 29 年 4 月に公表した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」内で示しています。）
11	骨子案 8 説明会の開催	平成27年市長見解を基本理念とし、事業者に対しては、地域住民の理解を得られるよう最大限の努力を求めることとし、後段の「地域住民等が事業者の説明会に応じず、その応じない正当な理由を具体的に明らかにしないとき等は、この限りでないとする」ただし書きは、地域住民等の反対があっても事業者に加担する条例制定を目指していると言わざるを得ず、地域との共生を阻害するばかりでなく、長野県市町村マニュアルの条例モデル(案)の第9条(住民への説明)にも明記されていない当該規定は削除すること。	事業者は、地域住民等に対して、説明会を開催し、地域住民等の理解が得られるよう説明に努めることが基本であると考えております。

12	骨子案 10 地域住民との協議	本件については、第3回会議で示された「(仮称)上田市太陽光発電設備設置事業の適正な立地と地域との調和に関する条例(検討案)。以下「条例検討案」という。」第14条(地域住民との協議)では一切触れられていません。 このパブリックコメントにおいて急遽付け加えられたもので、市当局の事業推進の軸足のみならず、有識者会議における省エネ設備の規制にならないようにとの意見を忖度して、地域住民等の反対があっても事業者に加担する条例制定を目指していると言わざるを得ません。 該当箇所8と同様に、平成27年市長見解を基本理念とし、事業者に対しては、地域住民の理解を得られるよう最大限の努力を求めることとし、中段の「ただし、地域住民等が、正当な理由がなく協議に応じないときや故意に協議を進めないとき等には、この限りでないとする」ただし書きは、地域との共生を阻害するものであり、当該規定は削除すること。	事業者は意見の申出があったときは、申出をした地域住民等と協議を行なうことが基本であると考えております。
13	骨子案 12 協定案の締結等	事業者との協定締結は、合意内容の忠実な履行のみでなく、事業者の倒産等の事態に対処すべく連帯保証人を加えた三者協定としていただきたい。	この条例は市内における太陽光発電設備の設置に関し、設置に適した場所への導入を図るため、特に配慮が認められる区域を定めると共に、その区域に設置する場合に必要な手続きを定めます。従って協定に加える内容ではないと考えています。
14	骨子案 12 協定案の締結等	(1)本件も該当箇所10の地域住民等との協議と同じく、第3回会議で示された条例検討案の第16条(協定の締結等)では一切触れられていません。 このパブリックコメントにおいて急遽付け加えられたもので、市当局の事業推進の軸足のみならず、有識者会議における省エネ設備の規制にならないようにとの意見を忖度して、地域住民等の反対があっても事業者に加担する条例制定を目指していると言わざるを得ません。 (2)該当箇所8と同様に、平成27年市	事業者との協定の締結にあたっては、地域住民等との協議が十分に行われていると市長が認めるときとしています。

		長見解を基本理念とし、事業者に対しては、地域住民の理解を得られるよう最大限の努力を求めることとし、最後の「ただし、地域住民等が、正当な理由がなく協議に応じないときや故意に協議を進めないとき等には、この限りでないとする」ただし書きは、地域との共生を阻害するものであり、当該規定は削除すること。	
15	骨子案 15 完了確認	工事の完了時だけでなく、工事を中止したときも届け出を求めるべきです。	工事を中止する場合は、事業を取下げの手続きを設けることとしています。
16	骨子案 18 指導、助言及び勧告	勧告に従わなかったときは、必要な措置を講ずることを命ずる規定を加えて、公表に対する担保を取るべきと考えます。 (命令) ※大阪府市町村条例モデル参照 第〇〇条 市長は、事業者が正当な理由なく、第〇〇条第〇項の規定による勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該事業者に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができる。	勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができることとしています。なお、市長は、公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者にもその理由を通知し、弁明の機会を与えることとしています。
17	その他	設備運用中の維持管理に関する規定、及び設備廃止の届出に関する規定を加えるべきと考えます。 (維持管理) ※大阪府市町村条例モデル参照 第〇〇条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。 (廃止の届出) ※大阪府市町村条例モデル参照 第〇〇条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	設備設置後の適切な維持管理、発電事業終了後の撤去、廃棄については「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」に記載しています。 また、設備の廃棄対策については、国において廃棄等費用の確実な積み立てを担保する制度が検討されており、今後の国の動向を注視してまいります。

		2 事業者は、事業計画に定めた廃止後において行う措置に基づき太陽光発電設備及び事業区域の廃止後において行う措置を適切に行うとともに、太陽光発電施設の廃止が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。 3 事業者は、その太陽光発電設備を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の解体、撤去及び廃棄その他規則で定める措置を講じなければならない。	
18	骨子案 8 説明会の開催 10 地域住民等との協議 12 協定の締結等	項目に例外規定があることで、地域住民等が説明会に参加し、事業者と合意すべき義務があるかのように見受けられる。骨子案に例外規定があることで、複雑でわかりづらくしている。あくまでも、事業者と地域住民等の合意が大前提であり、合意に達しない場合もあることを想定すべきである。よって、骨子案は簡潔で、理解しやすく、実効性のあるものにしてもらいたい。	市では、事業者は地域住民等に対して説明会を開催し、地域住民等の理解が得られるよう説明に努めること、また、地域住民等から意見の申出があったときは申出をした地域住民等と協議を行なうことが基本であると考えております。
19	骨子案 8 説明会の開催	説明会は、事業者の都合により開催されるものであり、地域住民等にとっては自主参加が基本となる。従って、骨子案にある「説明会に応じず」「応じない正当な理由」等という概念は、そもそもおかしい。以上のことから、骨子案中「また、事業者は、地域住民等の理解が得られるように努めることとしますが、地域住民等が事業者の説明会に応じず、その応じない正当な理由を明らかにしないとき等は、この限りではないとします。」は削除すべきである。	「番号11」の回答と同様です。 (事業者は、地域住民等に対して、説明会を開催し、地域住民等の理解が得られるよう説明に努めることが基本であるとと考えております。)
20	骨子案 10 地域住民等との協議	この項目によれば、地域住民等が意見を申出しておいて「協議に応じない」となるが、何を想定しているのか不明である。さらに「故意に協議を進めない」との文言は、地域住民等が事業者と早期に「合意」すべきと受け止めかねない。協議はしても合意までする義務はないことを明確にすべきである。この様な不明な点	「番号12」の回答と同様です。 (事業者は意見の申出があったときは、申出をした地域住民等と協議を行なうことが基本であるとと考えております。)

		があるので、この部分は削除すべきである。	
21	骨子案 12 協定案 の締結等	この項目は「協定に関する」ことであり、「協定に関する」ことが唐突に付け加えられたことで前後の意味が通じなくなりおかしい。従って、「ただし、地域住民等が、正当な理由がなく協定に応じないときや故意に協定を進めないとき等には、この限りでない」とします。」はこの項目には不要であり、削除すべきである。	「番号14」の回答と同様です。 (事業者との協定の締結にあたっては、地域住民等との協議が十分に行われていると市長が認めるときとしています。)
22	骨子案 21 適用範囲	たまたまですが、現在経産省の新しい方針で、過去認定した FIT の早期実施を求めているところです。しかしこの条例では、事業を実施する前に事業届出を行なった後、協定を締結しなければなりません。また事業届出の 60 日前に市長と協議しなければならず、またその 30 日前に標識を設置しなければなりません。つまり最低でも約4カ月は事業の実施が遅れます。 適用除外は工事が開始されたものとなっていますが、条例の施行時期にもよりますが、過去に認定された太陽光発電設備の設置を急がせる国の方針に反して上田市の条例が設置を遅らせる方針となると、事業者からの損害賠償の訴訟も考えられます。こうした矛盾が発生しない条例としてください。	この条例の目的を達成するために、抑制区域において太陽光発電設備を設置する手続きには、本案で示している日数が必要であると考えています。
23	骨子案 7 設計者の 資格	「事前協議及び事業届における設計図及び関係書類は、資格を有する者の作成したものでなければならない」とされていますが、どのような資格が必要か明示されていません。現在の制度では設計には特別な資格は求められていないように思います。もし資格が必要なら、現在の形で良いかもしれませんが、特定の資格が無いようでしたら、この条項については再検討が必要では無いでしょうか。	施行規則で設計者の資格を定めます。

※類似の意見はまとめて回答しているため、提出件数と一致しない場合があります。